

重症心身障害児（者）等短期入所に係る病床確保事業等実施要綱

	平成 22 年 3 月 10 日付 21 福保障居第 2854 号
一部改正	平成 24 年 3 月 15 日付 23 福保障居第 3600 号
一部改正	平成 25 年 3 月 25 日付 24 福保障居第 3240 号
一部改正	令和 5 年 3 月 28 日付 4 福保障施第 3248 号
一部改正	令和 5 年 6 月 30 日付 5 福保障施第 874 号

第1 目 的

この要綱は、医療型障害児入所施設、療養介護事業所、医療機関等（以下「重症心身障害児施設等」という。）が、都内の在宅の重症心身障害児（者）及び重症心身障害児（者）等短期入所に係る病床確保事業等実施要綱細目（以下「実施細目」という。）に定める医療的ケア児（者）（以下「超重症児等」という。）を対象に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を実施するに当たり当該事業を円滑に進めるため病床を確保するとともに超重症児等の受入を促進する超重症児等受入促進員（以下「受入促進員」という。）を配置すること及び重症心身障害児施設等における超重症児等の受入を促進することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都とする。

第3 対象施設

1 病床確保事業

重症心身障害児施設等で、障害者総合支援法第29条第1項の規定により短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 東京都の設置する重症心身障害児施設にあっては、知事が定めたもの
- (2) その他の施設にあっては、知事がこの事業の実施について委託したもの

2 超重症児等受入促進員配置事業

前記1（2）の施設のうち実施細目に定める要件に該当するもの

3 超重症児等受入加算事業

前記1（2）の施設に該当するもの

第4 事業内容の趣旨

1 病床確保事業

本事業により病床を確保する施設は、重症心身障害児（者）等の短期入所のために、常に指定された病床数を確保するものとする。

2 超重症児等受入促進員配置事業

本事業により超重症児等受入促進員を配置し、超重症児等の受入を促進するものとする。

3 超重症児等受入加算事業

本事業により重症心身障害児施設等における超重症児等の受入を促進するものとする。

第5 報 告

施設長は、毎月10日までに前月の実施状況等を別に定める様式により福祉局障害者施策推進部長に報告するものとする。

第6 委 任

この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年7月1日から施行する。